

官房總務課

陳情請願開示書類

(五五年)

第十九号
第二種

(十年)

一九五六八年八月

A
04
5
003-09

[沖縄県公文書館]



R00001419B

陳情請願に関する書類

判定済
2011

頁
収 番 号

件

名

備

考

官號第637号 諸願の辦理の経過の報告について

長

局長

請課長

主任

係

嘆願書

一九五五年三月二日午後二時頃尖閣列島近海、東經一二三度二十九分、北緯二度四分の海上(琉球領海内)に於て [REDACTED] 所有の〇一五一号オニンガ船(天安・金水進)におそれれ、[REDACTED]

[REDACTED] の三名が行方不明になつた事件について、事件発生以来搜索並びに遭難者の救助のために御盡力下さいました

軍民而政府に対し厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、行方不明になつた前記三名は、あれから三ヶ月近くしきた現在、いまだに何の消息もなく、生死も不明のままであり、それに対する調査・搜索の経過についてはほんの発表にも接しておりません。

人間三名が行方不明になつたことは、大事件であり、これが

内政局長
経済局長 あて

陳情書

左記陳情書は立法院本會議で行政府より
おもて処理するを適當と認め決定され十一月二日
主席にて送はされてきたから、貴局において
处理してもらいたい。

琉球政府



陸上でおこった事件で、でもあれば全警察力をあげて捜査にあたるべきものと思ひます。

これが外国人によつてなされた犯罪であり、国際的な事件であるために不向に附され、沖縄縣民のことにわれわれ漁民の人权と安全が、常におびやかされ、いかに侵害されても、ほんら訴えるすべも、抗議するすくなく、ただ泣き寝入りするほかはないとすれば、これは人权問題としても由々しいことであります。

現在、この事件で親兄弟を失い、その生死も不明のまま、残された家族達は、三名の無事をひたすらに祈りつづけ、その帰りを一日千秋の思いで待ちわびています。その上、今度の事件で稼ぎ手を失つた、これらの家族達は子供らをかかえて毎日の生活にも、ことから程困つております。これについても今まで何うの対策もほどこされておりません。

また、本事件発生当時、現場近海で操業中のOF-6号オ一清徳丸(船員名、一六九四)も、オ三清徳丸より逃げのびて未だ人々の知らせにちどりいて、漁具を海に入れたまゝ、乗組員全部が、八重山列島へ避難したため、その漁具全部を失い、そのため、その後操業を中止せざるを得なくなり、別表のとおり莫大な損害を蒙ります。

オ三清徳丸上にゐた記述品はすべて中華民国(台湾)のものであり、この記述品は警察当局に届けてあります。

謹によれば、尖閣列島近海にはいまだに本事件のヤンク船と同類の怪船二艘が徘徊してゐるそうであり、また、実際にそれを目撲した船もあります。

同海域は漁場のヤハ沖縄で唯一の優秀な漁場であり、そこにはこのような船が徘徊してゐては、われわれ漁民は安心して生

業を専むことが出来ません。

われわれ漁民の収穫安全を守るために、軍民両政府並びに立法院が、これら怪船の所屬を正確につきとめて、行方不明にいた三名組の生命を救助し、かかる行為に嚴重抗議を申し込むと共に、本事件による蒙た莫大な人的、物的損害に対する賠償に関する国際的に強く訴之せらるよう努力されることを希望し、左の四項に對してとくに御配慮下さるよう切に仰願いたします。

一、行方不明にいたたる船の不法行為によて生じた一切の損害に対する補償、賠償について。
二、漁民の生命と安全を守るためにの措置について。
三、行方不明者の家族に対する応急的な生活救援について。
右嘆願致します。

3.3.3.

一九五五年五月 日

住所 佐敷村

第三清徳丸船主

住所 佐敷村

第清徳丸船主

住所 那霸市

行方不明者家族代表

住所 与那原町漁業協同組合

組合長

富貞正仁

